

登録管理区分別教育・電離放射線健康診断等一覧

教育・研修・電離放射線健康診断・被ばく線量測定の要・不要及び実施時期

区分	登録	教育		研修(医療法)	電離放射線健康診断	被ばく線量測定
	新規/更新	新規	更新			
A1:放射線業務従事者(診療目的) A2:放射線業務従事者(研究目的)	新規	従事前	-		従事前	ガラスバッジ
	更新	-	年度内に1回		6ヶ月に1回(年2回)	
B1:放射線診療従事者 管理区域立入あり	新規	従事時		年度内に1回	雇入時	
	更新	-			6ヶ月に1回(年2回)	
B2:放射線診療従事者 管理区域立入なし	新規	従事時		年度内に1回		
	更新	-				
C1:エックス線作業従事者 管理区域立入あり	新規	従事時	必要に応じて 改正等		従事時	ガラスバッジ
	更新	-				
C2:エックス線作業従事者 管理区域立入なし	新規	従事時	必要に応じて 改正等			
	更新	-				
D:一時立入者		立入時		立入時		ポケット線量計 ※100μSv超えないなら測定不要
E:登録必要なし		すべて不要				

※A1、B1両方に該当する場合は、教育・研修・電離放射線健康診断・被ばく線量測定のすべてを実施